

昭和三十三年政令第百三十一号

駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令
内閣は、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）第二条、第八条、第九条第三項及び第十四条の規定に基き、この政令を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 駐留軍関係離職者等対策協議会（第三条 第七条）
- 第三章 駐留軍関係離職者等に対する特別措置（第八条—第十二条）

附則

第一章 総則

（離職事由）

第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法（以下「法」という。）第二条本文に規定する政令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。
一 法第二条第一号又は第二号に掲げる者につき、その者が従事する業務の消滅又は業務量の減少

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき日本国に駐留していたアメリカ合衆国の軍隊（以下単に「アメリカ合衆国の軍隊」という。）がその維持のためにする調達に応じている個人又は法人に雇用される者につき、当該個人又は法人の責に帰すべからざる理由による当該調達の消滅又は調達量の減少

（駐留軍関係労働者）
第二条 法第二条第八号に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）第十五条第一項（ア）に規定する諸機関が雇用する者

二 地位協定第二条又は日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第二条に基づき日本国がアメリカ合衆国に対し使用を許した施設及び区域内でアメリカ合衆国の軍隊がその維持のためにする調達に応じている個人又は法人が雇用する者であつて、当該施設又は区域内で当該調達に係る業務に従事するもの

三 前号に掲げる者のほか、個人又は法人がそ の事業場の一において、もつばら アメリカ合衆国の軍隊がその維持のためにする調達に応ずるための業務を行つてている場合において、当該個人又は法人が雇用する者であつて、当該事業場で業務に従事するもの

第二章 駐留軍関係離職者等対策協議会

（会長代理）

第三条 中央駐留軍関係離職者等対策協議会（以下「中央協議会」という。）に会長代理一人を置く。

四 会長代理は、委員のうちから、会長が指名す

る。

五 会長代理は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

六 専門委員の任期

第四条 専門委員は、当該専門の事項に関する調査（幹事）

第五条 中央協議会に、幹事二十人以内を置く。

六 幹事は、関係各行政機関の職員のうちから、

厚生労働大臣が任命する。

七 幹事は、中央協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

八 幹事は、非常勤とする。

九 事務局

第十条 法第十五条第一項に規定する特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に係る特別給付金の額は、第二表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。

十一 第二条第一号に該当する者

十二 連合国軍隊に労務を提供するために国が雇用していた者

十三 運合国軍隊、国際連合軍隊又はこれら

の軍隊の諸機関が雇用していた者（法第二条第六号に掲げる者を除く。）

十四 奄美群島（鹿児島県大島郡の区域で北緯二十九度以南にあるものをいう。）において昭和二十七年四月二十八日から昭和二十八年十二月二十四日までの間にアメリカ合衆国軍隊又はその公認し、か

つ、規制する海軍販売所若しくは社交クラブ

他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆國との間の協定の効力発生の日の前日までの間

にアメリカ合衆国軍隊又はその公認し、か

つ、規制する海軍販売所若しくは社交クラブ

他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆國との間の協定の効力発生の日の前日までの間

にアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の

日の前日までの間に軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第百四十七号）第二

条第一号に掲げる者に該当していた者

（重複した在職期間の取扱い）

第十二条 法第十五条第二項の在職期間の合算

は、同項の規定の適用を受ける者が同一の期間に重複して同項第一号又は前条各号に該当する者として在職していたときは、当該重複して在職していた期間については、当該重複して在職のうちの一つの在職に係る期間のみについて

行なうものとする。

第十三条 在職期間において、国が補助する額は、地

方協議会の設置運営に要する経費のうち、厚生労働大臣が必要と認める経費の二分の一以内とする。

第十四条 駐留軍関係離職者等に対する特別措置（在職期間）

第八条 法第十五条第一項に規定する政令で定め

る期間は、六月とする。

第十五条 法第十五条第一項に規定する政令で定め

る理由は、次に掲げる理由とする。

第十六条 法第十五条第一項に規定する政令で定め

る理由は、次に掲げる理由とする。

（在職期間が特別給付金の支給の要件となる在職期間に合算される労働者）

二 その他の人員整理及びこれに準ずるもので

防衛大臣が財務大臣と協議して定めるもの

三 業務上の傷病

（特別給付金の額）

一 第二条第一号に該当する者

二 連合国軍隊に労務を提供するために国が雇用していた者

三 運合国軍隊、国際連合軍隊又はこれら

の軍隊の諸機関が雇用していた者（法第二条第六号に掲げる者を除く。）

四 奄美群島（鹿児島県大島郡の区域で北緯二十九度以南にあるものをいう。）において昭和二十七年四月二十八日から昭和二十八年十二月二十四日までの間にアメリカ合衆国軍隊又はその公認し、か

つ、規制する海軍販売所若しくは社交クラブ

他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆國との間の協定の効力発生の日の前日までの間

にアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の

日の前日までの間に軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第百四十七号）第二

条第一号に掲げる者に該当していた者

（重複した在職期間の取扱い）

第十二条 法第十五条第二項の在職期間の合算

は、同項の規定の適用を受ける者が同一の期間に重複して同項第一号又は前条各号に該当する

者として在職していたときは、当該重複して在職していた期間については、当該重複して在職のうちの一つの在職に係る期間のみについて

行なうものとする。

第十三条 在職期間において、国が補助する額は、地

方協議会の設置運営に要する経費のうち、厚生労働大臣が必要と認める経費の二分の一以内とする。

第十四条 駐留軍関係離職者等に対する特別措置（在職期間）

第八条 法第十五条第一項に規定する政令で定め

る理由は、次に掲げる理由とする。

第十五条 法第十五条第一項に規定する政令で定め

る理由は、次に掲げる理由とする。

第十六条 法第十五条第一項に規定する政令で定め

る理由は、次に掲げる理由とする。

第十七条 法第九条第三項に規定する国の補助は、

厚生労働大臣の定める基準に該当する都道府県

又は市町村の駐留軍関係離職者等対策協議会

（以下「地方協議会」という。）で厚生労働大臣

の承認を受けたものにつき、行うものとする。

二 前項の場合において、国が補助する額は、地

方協議会の設置運営に要する経費のうち、厚生

労働大臣が必要と認める絏費の二分の一以内

とする。

第十八条 法第十五条第一項に規定する政令で定め

る理由は、次に掲げる理由とする。

第十九条 法第十五条第一項に規定する政令で定め

る理由は、次に掲げる理由とする。

第二十条 法第十五条第一項に規定する政令で定め

る理由は、次に掲げる理由とする。

第二十一条 法第十五条第一項に規定する政令で定め

る理由は、次に掲げる理由とする。

一 当該労働者が従事する業務の消滅又は業務量の減少

二 その他の人員整理及びこれに準ずるもので

防衛大臣が財務大臣と協議して定めるもの

三 業務上の傷病

（特別給付金の額）

一 定年による退職の日以後再雇用された者で

法第十五条第一項に規定する理由（前条第三

号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職

を余儀なくされたもの

二 前条第二号に掲げる理由のうち防衛大臣が

指定するものの発生に伴い離職を余儀なくさ

れた者

に掲げる額とする。

一 定年による退職の日以後再雇用された者で

法第十五条第一項に規定する理由（前条第三

号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職

を余儀なくされたもの

二 前条第二号に掲げる理由のうち防衛大臣が

指定するものの発生に伴い離職を余儀なくさ

れた者

に掲げる額とする。

一 定年による退職の日以後再雇用された者で

法第十五条第一項に規定する理由（前条第三

号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職

を余儀なくされたもの

二 前条第二号に掲げる理由のうち防衛大臣が

指定するものの発生に伴い離職を余儀なくさ

れた者

に掲げる額とする。

一 定年による退職の日以後再雇用された者で

法第十五条第一項に規定する理由（前条第三

号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職

を余儀なくされたもの

二 前条第二号に掲げる理由のうち防衛大臣が

指定するものの発生に伴い離職を余儀なくさ

れた者

に掲げる額とする。

一 定年による退職の日以後再雇用された者で

法第十五条第一項に規定する理由（前条第三

号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職

を余儀なくされたもの

二 前条第二号に掲げる理由のうち防衛大臣が

指定するものの発生に伴い離職を余儀なくさ

れた者

に掲げる額とする。

一 当該労働者が従事する業務の消滅又は業務量の減少

二 その他の人員整理及びこれに準ずるもので

防衛大臣が財務大臣と協議して定めるもの

三 業務上の傷病

（特別給付金の額）

一 定年による退職の日以後再雇用された者で

法第十五条第一項に規定する理由（前条第三

号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職

を余儀なくされたもの

二 前条第二号に掲げる理由のうち防衛大臣が

指定するものの発生に伴い離職を余儀なくさ

れた者

に掲げる額とする。

一 定年による退職の日以後再雇用された者で

法第十五条第一項に規定する理由（前条第三

号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職

を余儀なくされたもの

二 前条第二号に掲げる理由のうち防衛大臣が

指定するものの発生に伴い離職を余儀なくさ

れた者

に掲げる額とする。

一 定年による退職の日以後再雇用された者で

法第十五条第一項に規定する理由（前条第三

号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職

を余儀なくされたもの

二 前条第二号に掲げる理由のうち防衛大臣が

指定するものの発生に伴い離職を余儀なくさ

れた者

に掲げる額とする。

一 定年による退職の日以後再雇用された者で

法第十五条第一項に規定する理由（前条第三

号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職

を余儀なくされたもの

二 前条第二号に掲げる理由のうち防衛大臣が

指定するものの発生に伴い離職を余儀なくさ

れた者

に掲げる額とする。

一 定年による退職の日以後再雇用された者で

法第十五条第一項に規定する理由（前条第三

号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職

を余儀なくされたもの

二 前条第二号に掲げる理由のうち防衛大臣が

指定するものの発生に伴い離職を余儀なくさ

れた者

に掲げる額とする。

一 定年による退職の日以後再雇用された者で

法第十五条第一項に規定する理由（前条第三

号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職

を余儀なくされたもの

二 前条第二号に掲げる理由のうち防衛大臣が

指定するものの発生に伴い離職を余儀なくさ

れた者

に掲げる額とする。

十七 三十五年 以上	三十一 年 以上	三十三 年 未 滿	百四十八 万七千 円
十八 三十三年 以上	三十五 年 未 滿	百六十四 万四千 円	百七十九 万三千 円
十九 三十五年 以上	三十五 年 未 滿	八十六 万九千 円	八十六 万九千 円
二十 三十三年 以上	三十五 年 未 滿	九十五 万二千 円	九十五 万二千 円
二十一 三十五年 以上	三十五 年 未 滿	一百四 万五千 円	一百四 万五千 円

（特別給付金の支給の申請等）
第十一條 法第十五条第一項の特別給付金の支給を受けようとする者は、特別給付金支給申請書を防衛大臣に提出しなければならない。
2 防衛大臣は、前項の申請書の提出を受けたときは、支給すべき特別給付金の有無を決定し、遅滞なく、当該申請者に通知しなければならない。この場合において、支給すべき特別給付金があるときは、その額を併せて通知しなければならない。
第十二条 前条第二項に規定する防衛大臣の権限は、防衛省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。（防衛省令への委任）
第十三条 法及びこの政令に別段の定めのあるものほか、特別給付金の支給について必要な事項は、防衛省令で定める。

附 則	（昭和三五年六月二三日政令第一号）抄	1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則	（昭和三七年一〇月二〇日政令第六一号）抄	1 この政令は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律（昭和三十五年法律第一百二号）の施行の日から施行する。
附 則	（昭和三六年七月一日政令第二三号）抄	1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則	（昭和三八年五月一六日政令第一六五号）抄	1 この政令は、昭和三十七年十一月一日から施行する。
附 則	（昭和三九年五月一五日政令第一六三号）抄	1 この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月一日）から施行する。